

平成30年度 事務事業評価(平成29年度実施事業)

No.	部等名称	課等名称	担当名称	中事業名称	評価結果			ページ数
					第1次	第2次	第3次	
1	建設部	管理総務課	地籍担当	地籍管理事業費	継続	継続	継続	1 ~ 5
2				地籍調査事業費	継続	改善	改善	6 ~ 10
3		土木課	建設担当	河川維持管理費	継続	継続	継続	11 ~ 15
4				清掃・除雪等維持費	継続	継続	継続	16 ~ 20
5				総務用地担当	河川総務費	継続	継続	継続
6		道路台帳管理費	継続		改善	改善	26 ~ 30	
7		まちづくり整備課	計画指導担当	都市計画基礎調査費	廃止	廃止	廃止	31 ~ 35
8				都市計画図更新事業	縮小	廃止	廃止	36 ~ 40
9				木造個人住宅耐震診断支援事業	継続	改善	改善	41 ~ 45

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
拡充	0	0	0
継続	7	4	4
改善	0	3	3
縮小	1	0	0
統合	0	0	0
廃止	1	2	2
計	9	9	9

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		角田 幸侑治
会計	01 一般会計		所属	建設部	管理総務課地籍担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目 06国土調査費
大事業	地籍管理事業		中事業	地籍管理事業	
1 事務事業の目的					
国土調査法に基づく土地の管理を行うため、地籍調査終了地区の事業成果品(修正図等)の維持管理を継続的に行う。具体的には、成果品を管理するシステムの保守、過去における成果の修正業務等					
2 事務事業の対象					
地籍調査終了地区の土地権利者、地籍調査終了地区の土地					
3 現在の状態					
地籍調査終了地区の事業成果品を総合型土地情報システムにより一元的に管理している。また、土地情報を法務局に併せ最新のものとする更新業務を行っている。さらに、過去の調査の誤りなどによる図面並びに登記簿表題部訂正業務も行っている。					
4 経緯					
地籍調査における成果等の維持管理のため継続的に事業を実施している。					
5 根拠法令					
国土調査法					
6 ニーズ					
地籍調査終了地区の土地権利者⇒分合筆に伴う修正や調査の誤りによる修正などを適正に処理してもらいたい。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
ニーズを踏まえ適正な処理を行う。					
8 必要性					
土地の正確な地籍の根幹となるデータ管理であるため適正に処理を進める必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容＝地籍調査成果及び土地情報システムの維持管理 2 歳入＝ (1) 土木費雑入 67千円(地籍図等販売代金) 3 歳出＝ (1) 旅費 64千円(研修旅費) (2) 需用費 3千円(消耗品費) (3) 委託料 15,701千円(地図訂正、分合筆、システム保守) (4) 備品購入費 291千円(システム関連備品) (5) 負担金 11千円(山梨県国土調査推進協議会負担金)
10 事業で得られた成果
前年に行われた分合筆等による土地情報の変更をシステムに反映させるとともに、調査の誤りによる修正を的確に処理した。
11 事業の効果
地籍調査終了地区の事業成果品(修正図等)が是正され、多くの事業の基礎となる土地情報が更新された。
12 事業実施期間
長期間継続
13 行政が関与する妥当性
地籍調査とは、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査であるため、行政が行う必要がある。
14 緊急性
土地情報の変更は都度行われているので、継続的に対応する必要がある。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	地籍管理事業
所属名	建設部 管理総務課 地籍担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	土地情報は日常生活で日々必要な情報ではないが、市民の財産に関わる情報でもある。また、土地利用などに関する事業に提供される情報でもある。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	地籍調査とは、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査であるため、行政が行う必要がある。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	
拡充の理由			

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	土地情報は市民の根幹となる情報のひとつであり、異動する情報であるため優先して実施する必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	長期間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	法令に定められる事業であり実施しなくてはならない事業である。

評価調書

事務事業名	地籍管理事業
所 属 名	建設部 管理総務課 地籍担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	事業の性格上市が実施すべきである。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	23,920,056	円	受益者数 (b)		受益者あたりのコスト (a/b)		円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている						
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である						
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている						
評価の根拠	地図情報の修正に伴う測量委託については、(公)山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会と市で取り決めている単価(総務部総務課所管)、開発などに基づく修正はデータを持っている土地家屋調査士等比較検討し、安価な委託に務めている。						
コスト削減のための方策について記載							
システムの保守管理(国土情報開発株)が必要となっているが、市内全体の保守業務を一括で対応すればコスト削減に繋がるのではないか。							

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	18,212,000円		22,608,000円		16,070,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費(①+②)		26,062,056円		30,458,056円		23,920,056円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		26,062,056円		30,458,056円		23,920,056円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	地籍管理事業
所 属 名	建設部 管理総務課 地籍担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	国土調査法に基づく地籍の管理事業であるので、継続して事業を実施する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	地籍調査後の土地について、適切な管理が求められているため、継続して実施する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		角田 幸侑治
会計	01 一般会計		所属	建設部	管理総務課地籍担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目 06国土調査費
大事業	地籍調査事業		中事業	地籍調査事業	
1 事務事業の目的					
国土調査法に基づく土地の管理を行うため、地籍調査を行っているが認証に至っていない11地区及び地籍調査を行っていない地区の調査を行う。					
2 事務事業の対象					
地籍調査を行っているが認証に至っていない11地区及び地籍調査を行っていない地区の土地権利者及び土地					
3 現在の状態					
上記対象地区の内、石和町市部第2地区(西・仲・東町)の認証に向け事業を行っている。石和町市部第2地区は再測量が必要な箇所や権利者の再立会い(同意)が必要な箇所が多数あり、現在認証に至っていない。					
4 経緯					
石和町市部第2地区は平成12年度～14年度にかけ地籍調査を実施したが、権利者の立会い(同意)がなく、筆界の確定に至っていない部分がある。また、当時現況を優先し調査を行ったと思われる箇所もあり再測量と再立会いが必要となっている。このため、平成29年度より同地区の認証に向け調査を再開したところである。					
5 根拠法令					
国土調査法					
6 ニーズ					
地籍調査を行っているが認証に至っていない11地区及び地籍調査を行っていない地区土地権利者⇒正確な土地情報の確定をしてもらいたい。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
ニーズを踏まえ適正な処理を行う必要があるが、全ての未認証等の地区を同時に処理することはできないため、順次、認証に至っていない地区から認証に向け事業を行っていく。現在は石和町市部第2地区で事業を行っている。					
8 必要性					
土地を売買したり相続等に伴い分合筆を行う場合等、必ず土地の正確な地籍(地番、地目、境界、面積、所有者)が必要となる。このため、地籍調査の未認証地区の解消を順次進める必要がある。 未認証地区では正確な地籍が確定されていないため、支障をきたしている。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容＝石和町市部第2地区の調査再開 3 歳出＝ (1) 需用費 44千円(消耗品) (2) 委託料 3,332千円(石和町市部第2地区地籍書類調査等)
10 事業で得られた成果
平成29年度において公図(和紙公図等)と地籍調査結果とをつき合わせ再調査が必要な箇所を抽出した。法務局等と協議を行う中、今後事業を進める。
11 事業の効果
認証に向けての資料をまとめることができた。今後この資料を基に協議を進め、順次必要箇所の再測量を実施する。
12 事業実施期間
平成29年度～平成35年度
13 行政が関与する妥当性
国土調査法により行政が行うべき事業である。
14 緊急性
時間が経過するほど認証が困難となるため早期に事業を進める必要がある。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	地籍調査事業
所属名	建設部 管理総務課 地籍担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	認証が終了し法務局に備え付けられることとなり、市民の財産に関わる情報となる。また、土地利用などに関する事業に提供される情報でもある。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	国土調査法に基づく地籍調査であるためサービスが義務付けられている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	時間経過と共に困難となる事案であるため早急に進める必要がある。また、土地情報は異動する情報であるため優先して実施する必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成29年度から35年度まで7年間(市部第2地区)

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	法令に定められる事業であり実施しなくてはならない事業である。

評価調書

事務事業名	地籍調査事業
所 属 名	建設部 管理総務課 地籍担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	事業の性格上市が実施すべきである。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	13,650,199	円	受益者数 (b)		受益者あたりのコスト (a/b)		円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている						
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である						
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている						
評価の根拠	(公)山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会への委託業務が中心であるが、協議の中で妥当なコストで委託していると考えている。						
コスト削減のための方策について記載							
なし							

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		0円		3,389,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	1.0 人	2,411,143円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計		0円		0円		10,261,199円
③ 年間経費 (①+②)		0円		0円		13,650,199円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		0円		0円		13,650,199円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	-		-		0.00%	

評価調書

事務事業名	地籍調査事業
所 属 名	建設部 管理総務課 地籍担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	既に地籍調査を実施した地区で、地籍の未認証地区の解消は時間が経つほど難しくなるので、継続して事業を実施する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	認証作業について、時間の経過とともに難しくなるとのことであり、早い段階で事業が完了するよう、計画的な実施に努める必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	米山怜緒	
会計	01 一般会計		所属	建設部	土木課建設担当		
款	土木費_08	項	河川費_03		目	01河川総務費	
大事業	河川維持管理費		中事業	河川維持管理費			
1 事務事業の目的							
本業務は市民の皆様の河川清掃や、河川管理者の市が河川浚渫などの維持管理を行うことにより、河川水路が快適に利用できるようにすることを目的とする。							
2 事務事業の対象							
笛吹市土木課所管水路							
3 現在の状態							
市への浚渫の要望及び地元区による河川清掃等の実施状況は、災害防止・環境整備の観点から毎年尽きることは無い。							
4 経緯							
笛吹市所管の水路等について、機能管理は地先の方に管理していただいております。浚渫等が出た土砂については、笛吹市所管の土捨て場に搬出している。そのため、運搬機械や土捨て場の管理は市で行っている。							
5 根拠法令							
笛吹市公共物管理条例							
6 ニーズ							
市民と行政が協力し水路や河川清掃を定期的に行ない、水害や氾濫を未然に防止することを目的とするため、市民のニーズは高い。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
用水、道路側溝、準用河川等市が管理する水路等多数存在するため、浚渫するのに危険な箇所は市で施工していかなければならない、また地元の方々が清掃・搬出しやすいよう、市として協力していく必要がある。							
8 必要性							
用水、道路側溝、準用河川等の適切な維持管理のため、市民と市が協力して実施していく必要がある。							

9 昨年度実施した事業内容	
歳入	国庫補助金(排水樋管操作委託金) 375千円 雑入(河川敷使用料) 147千円
歳出	需用費 19千円 役務費 32千円 委託料 2,000千円 (河川清掃残土搬出処理委託料) 残土搬出処理業務 分別・積載 V=100m ³ 運搬処理 V=100m ³ 使用料及び賃借料 1,349千円
10 事業で得られた成果	
地元区と協力しながら河川清掃が円滑に行われ、河川・水路の良好な状態が保てた。	
11 事業の効果	
市民と協力しながら河川環境を維持することにより、市民の河川愛護への啓発が実施できた。	
12 事業実施期間	
継続実施	
13 行政が関与する妥当性	
河川水路は、地方自治体が管理する義務がある。	
14 緊急性	
緊急対応等とならない様、定期的にも実施する必要がある。	
15 類似事業	
清掃除雪等道路維持事業	

評価調書

事務事業名	河川維持管理事業
所属名	建設部 土木課 建設担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市が管理者となっているが、水路河川は基本的に地元市民の利益のためのものであり、地元区水路清掃とも密になっていることから不特定多数の市民に提供されていると考えられる。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	水路管理等に繋がる業務であり公共性が高く市が関与するのが妥当な業務
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	土砂の搬出先を確保するなど市が協力しなければ水路浚渫等も行えないため、優先して実施すべき事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	半永久的

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	土砂の搬出先を確保し水害を未然に防ぐという観点から市民のニーズにかかわらず実施する必要がある事業であるが地元区より要望がある事業である。

評価調書

事務事業名	河川維持管理事業
所 属 名	建設部 土木課 建設担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	汚泥処理等特定の業者しか持ち合わせない技術も必要であることから一部を民間へ委託すべき業務である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	5,392,011	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	77.18	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	積算に基づき、見積入札を実施しておりコストについては妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
土捨て場に不法投棄が見受けられ処分費が加算されている。今後警察や地元区と協議のうえ不法投棄を撲滅していきたい。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	4,051,000円		3,822,000円		3,822,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費 (①+②)		5,621,011円		5,392,011円		5,392,011円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		5,621,011円		5,392,011円		5,392,011円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	河川維持管理事業
所 属 名	建設部 土木課 建設担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	水路管理等含めて地域住民の方と連携を取りながら行えている。災害を未然に防ぐためにも、行政と市民が一体となって行なうこの事業は継続していく必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	防災だけではなく、環境整備という面からも、河川水路を適正に維持管理することが必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	29	年度			担当者名	埴原 豪一	
会計	01 一般会計		所属	建設部	土木課建設担当		
款	土木費_08	項	道路橋梁費_02		目	02道路維持費	
大事業	道路維持管理費		中事業	清掃除雪等維持費			
1 事務事業の目的							
市民や道路を利用する方々が、安全・快適に通行できるよう、市道の維持管理を行う。							
2 事務事業の対象							
笛吹市道を通行する方々。							
3 現在の状態							
安全快適な通行の為の市道の清掃・除草・除雪などメンテナンスは道路管理者の責務であり、道路の状況により随時対応している。							
4 経緯							
安全な交通を確保する為、市道管理者として管理を行っている。							
5 根拠法令							
道路法第16条							
6 ニーズ							
快適に移動する為の手段としてのニーズは多い。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
過度の要望にこたえることは、予算の浪費となる。 時期を逸して遅れると苦情が寄せられる。 状況を判断し適宜行なうことが大変である。							
8 必要性							
市道管理者として通行者の安全確保のための維持管理を行うことは責務である。							

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 生活の基盤となる市道の快適な通行の為、清掃・除草・除雪を行った。 ① 市道及び水路等除草業務委託の実施(市内全域) ② 市道等除草業務委託の実施(主要市道) ③ 幹線市道清掃業務委託の実施
2 歳出 ① 委託料 15,380千円(清掃除草等委託) ② 使用料及び賃借料 226千円 ③ 原材料費 676千円(融雪材等)
10 事業で得られた成果
視距改善による交通事故減少、安全快適な交通の確保
11 事業の効果
生活基盤である市道の除草・清掃により、円滑な通行ができる。
12 事業実施期間
継続事業
13 行政が関与する妥当性
市道の清掃除草及び除雪などの維持管理は、道路管理者の責任において行う業務である。
14 緊急性
時にして早急に行わなければならない場合があるが、そうならないよう行うことが管理者の責任と考える。
15 類似事業
河川維持事業

評価調書

事務事業名	清掃除雪等維持費
所 属 名	建設部 土木課建設担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市道の清掃除草及び除雪を適切に行うことにより、道路を利用する方々が安全に通行することが出来るので必要不可欠である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	道路法により道路管理者が維持管理しなければならない。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	降雪時の素早い除雪対応、道路の除草等、安全対策の実施が必要であるため。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	終期設定はなし

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	地先の管理等、各個人が行わなくなり、公共に対する要望は増加傾向にある。

評価調書

事務事業名	清掃除雪等維持費
所 属 名	建設部 土木課建設担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業 <input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業 <input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業 <input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	管理者が行うことは当然であり、必要に応じて委託する。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	27,739,056	円	市民及び来訪者 受益者数 (b)	200,000	人	受益者あたりのコスト (a/b)	138.70	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている <input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である <input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	道路を利用する受益者を推定することは非常に困難である。市民・近隣の市町村の方、来訪者等であるので、受益者数を市民の数の3倍とし推計した。							
コスト削減のための方策について記載								
なし								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	20,175,000円		21,271,000円		19,889,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0	人 7,850,056円	1.0	人 7,850,056円	1.0	人 7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0	人 0円	0.0	人 0円	0.0	人 0円
	嘱 託 職 員	0.0	人 0円	0.0	人 0円	0.0	人 0円
	臨 時 職 員	0.0	人 0円	0.0	人 0円	0.0	人 0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)	/	28,025,056円		29,121,056円		27,739,056円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)	/	0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)	/	28,025,056円		29,121,056円		27,739,056円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	清掃除雪等維持費
所 属 名	建設部 土木課建設担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	道路管理者として通行者の安全確保や円滑な通行を維持することは義務であるため、引続きこの事業を継続する必要があると考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	道路管理者として、安全に通行ができるよう、継続して行う必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		標 博文
会計	01 一般会計		所属	建設部	土木課総務用地担当
款	土木費_08	項	道路橋梁費_02		目 01道路橋梁総務費
大事業	河川総務費		中事業	河川総務費	
1 事務事業の目的					
市民が安全快適に暮せるよう、排水機の維持管理等浸水対策を行う。					
2 事務事業の対象					
市民					
3 現在の状態					
一級河川の渋川に設置されている伏越水門及び除塵機に関する管理業務については、目的にそった管理業務が行えており、機能を保持している。関連団体との目的を達成する事業及び活動については適切に行っている。大坪尻川については、現在整備中で部分供用開始した。					
4 経緯					
基本的に、国・県により整備された排水施設を、国・県より経費をいただき専門業者に保守を委託し、地元地区消防団と連携し排水機の操作を行っている。					
5 根拠法令					
河川法第100条 河川管理施設等構造令第77条					
6 ニーズ					
過去に大規模な浸水被害を経験している地元地区の方々にとって、安全快適な日常生活をおくるための河川施設の管理については大変重要な事項であり必要性は高い。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
日常生活を快適に過ごすための排水施設管理については、自助の観点から地元の住民が管理することは有益なことである。					
8 必要性					
過去に大規模な浸水被害を経験している地元地区の方々にとって、安全快適な日常生活をおくるための河川施設の管理は大変重要な事項であり必要不可欠である。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 (1) 地区要望事項の取りまとめ (2) 国・県管理、河川に関する要望活動 (3) 河川関係協議会、期成同盟会への参加及び対応 (4) 渋川伏越水門及び渋川排水機場維持管理 2 歳入 (1) 国庫補助金375千円(排水樋管操作委託金) (2) 県委託金5,097千円(渋川伏越水門委託金) (3) 雑入147千円(河川敷使用料) 3 歳出 (1) 需要費 1,065千円 (2) 役務費 141千円 (3) 委託費 5,007千円(渋川伏越水門維持管理、笛吹川排水樋管操作管理委託等) (4) 使用料及び賃借料 147千円 (5) 負担金、補助及び交付金 227千円(各種協会、期成同盟会負担金、補助金)
10 事業で得られた成果
地域の住民の安全・快適な生活が守られた。
11 事業の効果
市民生活の安心安全の向上が図られた。
12 事業実施期間
継続事業
13 行政が関与する妥当性
市全体の河川において維持管理を行なっているので妥当である。 国・県との事務のやり取りを適切に行う為には、市の関与が必要である。
14 緊急性
緊急時に対応できるような体制作りは重要である。
15 類似事業
水防事業、河川維持管理事業、道路維持事業

評価調書

事務事業名	河川総務費
所属名	建設部 土木課 総務用地担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市民生活に密接している河川は時に異常気象により水害を引き起こす、よって、河川の浸水対策の為にしている当事業は、市民の安心安全を保障するために必要不可欠である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	河川法第100条、河川管理施設等構造令第77条によって定められており、浸水災害を未然に防ぐなどの対応が必要となる。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	近年頻発する局地的豪雨などにより浸水被害が懸念されていることから、浸水対策は常に行っていく必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	終期設定なし

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	近年頻発する局地的豪雨などにより浸水被害が懸念されており、市民生活への不安も増していることからニーズは増している。

評価調書

事務事業名	河川総務費
所 属 名	建設部 土木課 総務用地担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	河川法第100条、河川管理施設等構造令第77条で定められており、市民の安心安全な生活環境を保持しなければならない。また特殊な機械の機能保持が必要となるため専門業者への一部委託は妥当である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	8,204,979	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	117.45	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	専門性のある業務であるので、これらと同等の施設の管理実績のある県内業者による一般競争入札及び、見積もり随意契約で委託しており、コストは妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
水門等に係る特殊な管理業務であるので、専門性が有るので不可能と考える。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	5,964,110円		6,138,330円		6,634,968円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費 (①+②)		7,534,121円		7,708,341円		8,204,979円	
④ 国支出金	円	383,622円		400,248円		374,880円	
⑤ 県支出金	円	4,556,000円		4,730,525円		5,097,963円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		4,939,622円		5,130,773円		5,472,843円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		2,594,499円		2,577,568円		2,732,136円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	河川総務費
所 属 名	建設部 土木課 総務用地担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	過去において大規模な水害を経験している本市にとっての河川管理を行う河川総務事業は、安全安心な市民生活にとって不可欠な事業であり、その様なことから、渋川や笛吹川にかかる排水施設の管理についても重要な業務と考える。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	浸水被害が想定される地区の安全対策として有効であり、引続き行う必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		標 博文
会計	01 一般会計		所属	建設部	土木課総務用地担当
款	土木費_08	項	道路橋梁費_02		目 01道路橋梁総務費
大事業	道路台帳管理費		中事業	道路台帳管理費	
1 事務事業の目的					
市道の適切な維持管理や適切な道路情報の提供の為、また、適切な交付税算定基礎数値提供の為、道路台帳の更新により現状把握を行う。					
2 事務事業の対象					
市民、各種事業者					
3 現在の状態					
道路台帳図がデータ化しているので、適切に道路補正更新作業を実施し、市民及び各種土木事業関連業者等のニーズに対し適切に対応できている。					
4 経緯					
合併により従前の各町村の道路台帳を統合データ化し事務作業が容易なものとなり、その後今日まで適切に補正業務行い、現状にあったデータの提供を行っている。					
5 根拠法令					
道路法第28条、道路法施行令第5条2項					
6 ニーズ					
情報を必要とする個人や各種事業者からのニーズのため、また、交付税の算定基礎数値となることから、笛吹市の財政部局より最新のデータを求められる。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
正確な道路情報を伝達し活用していただくために本庁窓口にて直接対応としているが、今後利用者の利便性を高める為、一部の情報についてはホームページ等を活用した公開も検討する必要がある。					
8 必要性					
情報を必要とする方々に正確な情報を提供する為には、常時最新の情報に更新する必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容
土木課において実施した道路改良工事や、宅地開発に伴う道路認定情報を道路台帳システムへ反映するための補正更新作業を実施した。
1 歳入 (1)雑入 51千円
2 歳出 (1)委託料 14,938千円(平成29年度道路台帳修正業務委託、他)
10 事業で得られた成果
市民生活の基盤となる道路情報の補正更新をすることができた。
11 事業の効果
市民生活の基盤となる道路を的確に管理し、各種道路情報を正確に記録保持することにより、ニーズに的確に対応し、適正な事務処理が行えることから、事務の内容が向上していると考ええる。
12 事業実施期間
継続事業
13 行政が関与する妥当性
法令でも定められており、笛吹市所管の道路の管理を行う為には、台帳の整備を行い最新のデータを備えておく必要があるため、妥当と考える。
14 緊急性
誤った情報の提供がないよう、常に更新を行い最新のデータとしておくことは必要と考える。
15 類似事業
特になし

評価調査書

事務事業名	道路台帳管理
所 属 名	建設部 土木課 総務用地担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/>	① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/>	② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/>	③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/>	④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	道路の維持管理や情報提供のため、道路管理者にとって重要な役割を担う道路台帳情報であり、正確な情報を市民に提供できるよう準備しておくことは責務であるが、日常生活に不可欠であるかと言うと必ずしもそうではない。	

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/>	① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/>	② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/>	③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/>	④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業		
	<input type="radio"/>	⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	道路法第28条、道路法施行令第5条2項によって管理者が台帳を整備することが義務付けられている。			
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/>	はい	<input checked="" type="radio"/>	いいえ
拡充の理由				

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/>	① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業		
	<input type="radio"/>	② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業		
	<input checked="" type="radio"/>	③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業		
	<input type="radio"/>	④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業		
	<input type="radio"/>	⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業		
評価の根拠	最新データを提供していくためには、毎年道路台帳システムの維持管理及び補正更新作業を継続して実施する必要がある。			
いつから、いつまで実施しなければならないのか	毎年実施			

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/>	① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業		
	<input type="radio"/>	② 市民ニーズが増加傾向にある事業		
	<input type="radio"/>	③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業		
	<input type="radio"/>	④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である		
評価の根拠	市民や事業者のニーズにより情報提供のため整備の必要もあるが、管理者の責務として継続して実施する必要がある。			

評価調書

事務事業名	道路台帳管理
所 属 名	建設部 土木課 総務用地担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	本市の道路台帳はシステム化しており、そのデータは窓口業務、各種調査、工事関係にとどまらず様々な活用が図られております。また、法律でも義務付けされていることから、道路台帳の補正更新が必須となるため保守管理を行っている専門業者への委託は妥当である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	16,507,167	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	236.29	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	導入時、プロポーザル審査にて[道路台帳システム]の仕様や市の要望事項などを精査し、もっとも本市の希望にあった内容と価格として決定されており、その後の道路台帳修正作業委託費は妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								
道路台帳システムは業務内容が専門的で特定業者のみ業務遂行可能であるため、その特定業者との価格交渉によってのみ行うこととなるため困難である。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	15,174,000円		15,498,000円		14,937,156円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計 円	1,570,011円		1,570,011円		1,570,011円	
③ 年間経費 (①+②)		16,744,011円		17,068,011円		16,507,167円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		16,744,011円		17,068,011円		16,507,167円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	道路台帳管理
所 属 名	建設部 土木課 総務用地担当

3 部長等による第1次評価

総合評価		評価の根拠	道路法第28条、道路法施行令第5条2項によって義務付けられている道路台帳の管理は道路管理者の責務である。また、このシステムは、窓口業務、各種調査、工事関係など、様々な活用が図られておりいることから、毎年度の道路台帳の補正更新作業委託事業の継続は妥当である。
<input type="radio"/>	拡充		
<input checked="" type="radio"/>	継続		
<input type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価		評価の根拠	道路台帳の作成、保管について、法令に定められているため、事業を実施する必要がある。台帳の更新作業について、毎年度、高額な業務委託料が発生していることから、システム更新の際には、同業他社のもものと比較し、競争原理を働かせるほか、導入効果、ランニングコスト、庁内連携や情報共有化など、幅広い視点での選定が重要である。また、道路台帳の問合せに関する事務の軽減を図るため、市民等への公開について検討する必要がある。
<input type="radio"/>	拡充		
<input type="radio"/>	継続		
<input checked="" type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

5 第3次評価

総合評価		評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/>	拡充		
<input type="radio"/>	継続		
<input checked="" type="radio"/>	改善		
<input type="radio"/>	縮小		
<input type="radio"/>	統合		
<input type="radio"/>	廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		鶴田 正樹
会計	01 一般会計		所属	建設部	まちづくり整備課計画指導担当
款	土木費_08	項	都市計画費_04		目 01都市計画総務費
大事業	03 都市計画基礎調査事業		中事業	01 都市計画基礎調査事業	
1 事務事業の目的					
都市の将来計画の策定や都市計画の決定・変更等に活用するため、都市の現況についての情報を定期的に収集・整理をする。					
2 事務事業の対象					
笛吹市都市計画区域 A=88.2km ² (一部項目においては笛吹市全域 A=201.92km ²)					
3 現在の状態					
都市計画基礎調査は概ね5年ごとに実施される。本市では平成16年度、19年度、24年度に行っており、それぞれの報告が表・及び図にまとめられている。					
4 経緯					
都市計画基礎調査は都市計画法第6条に基づき、概ね5年ごと各都市計画区域の現況及び将来の見通しについて調査を行う。本件においては各市町村が調査したものを、翌年、山梨県が都市計画区域ごとに集計・解析を実施し報告書として取りまとめ、各市町村に配布している。 本市での最新の調査は平成24年度、山梨県の集計・解析は平成25年度に実施された。					
5 根拠法令					
都市計画法第6条(都市計画に関する基礎調査)の規定					
6 ニーズ					
市としては、最新の都市計画現況を把握するとともに、次年度以降、利活用できるようなデータを保有したい。山梨県としては5年に1度行う都市計画基礎調査の集計・解析のために整理しやすい資料が欲しい。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
調査において、将来的な利活用を踏まえ、GISデータによる作成を行う。同時期に発注した都市計画基本図作成業務の数値地形図のデータと合わせての使用することで、庁舎内での活用及び市民・業者に提供する資料としての汎用性が広がる。また、都市計画基礎調査の集計を行う山梨県へ、整理が容易なデータの提供が可能となる。					
8 必要性					
都市計画法第6条の規定で定められている調査であり、定期的に市計画区域の現況及び将来の見通しについて調査する必要がある。また、次年度に山梨県が行う集計・解析の重要な資料である。					

9 昨年度実施した事業内容	
1	実施内容＝都市計画法第6条の規定により、都市計画区域内において5年毎基礎調査を行った。調査項目は、人口規模、産業分類別の就業人口、土地利用などを調査し、現況及び将来見通しについて把握することができ、都市計画マスタープランの見直しの際に必要な基礎資料の一部として活用できるものである。
2 歳	入＝(1) 県委託金(都市計画基礎調査業務委託金) 1,605千円 (2) 一般財源 4,497千円
3 歳	出＝(1) 委託料 6,102千円(笛吹市都市計画基礎調査業務委託)
10 事業で得られた成果	
平成29年次の笛吹市現況と土地利用の今後推移 1、笛吹市現在及び将来人口推移と移動形態 2、産業・職業別就業者形態 3、土地利用状況と土地利用推移と移動形態 4、建物利用現況と推移 5、都市施設と交通状況 6、防災関係と災害状況	
11 事業の効果	
都市計画においての基本となる土地利用を含めた調査であり、今後の各計画の基となる結果及び推移が帳票として得られたので、これにより適正な見直し等ができる。	
12 事業実施期間	
平成29年度	
13 行政が関与する妥当性	
前回の調査から5年たつ平成29年度に土地利用を中心とした都市計画法6条に規定される都市計画基礎調査を行うものであり、妥当である。	
14 緊急性	
5年に一度の定期的調査であり、平成29年度完成が必要である。	
15 類似事業	
なし	

評価調書

事務事業名	都市計画基礎調査事業
所属名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	都市計画区域内の土地利用形態等を調査することにより、区域内の市民に影響のある各種計画に反映する。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業		
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	都市計画法第6条に規定されている5年に一度の土地利用形態等の基礎調査を行う事業であるため。		
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	
拡充の理由	土地利用に関する各種計画の基礎資料となるため。		

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	前回調査したのが、平成24年度ということから5年後の平成29年度時点の最新の調査が必要のため。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成29年度のみ1年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	都市計画法第6条に規定されている5年に一度の土地利用形態等の基礎調査を行う事業であり、山梨県に調査報告する事業となっているため。

評価調書

事務事業名	都市計画基礎調査事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市で実施する行政調査であり、一部は民間へ委託を行っている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	8,666,991	円	-	円	受益者あたりのコスト (a/b)	-	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている						
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である						
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている						
評価の根拠	過去に行った同様の調査委託積算費を比べ、新たに複数社の見積を取り、積算されており、妥当である。						
コスト削減のための方策について記載							
都市計画基礎調査のみの設計だと削減できないが、別の調査計画事業と連動することによりコスト削減に繋がると考える。							

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		0円		6,102,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.1 人	209,974円
	人件費計	円	0円	円	0円	円	2,564,991円
③ 年間経費 (①+②)		0円		0円		8,666,991円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		1,605,000円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		1,605,000円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		0円		0円		7,061,991円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	-		-		0.00%	

評価調書

事務事業名	都市計画基礎調査事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	5年に一度の都市計画基礎調査のため、次回調査は5年後となる。したがって、平成30～33年度は休止(廃止)として、平成34年度に再度実施となるので、今年度は休止(廃止)する。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	都市計画法第6条に基づき、5年に一度実施する単年度事業であり、定期的に必要な実施がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	鶴田 正樹	
会計	01 一般会計		所属	建設部	まちづくり整備課計画指導担当		
款	土木費_08	項	都市計画費_04		目	01都市計画総務費	
大事業	25 都市計画図更新事業		中事業	01 都市計画図更新事業			
1 事務事業の目的							
都市計画法第14条に規定する計画図等を、市の業務や市民などへの提供や利用のため、新たに数値情報化をして作成する必要が生じた。							
2 事務事業の対象							
市民や事業者							
3 現在の状態							
都市計画法第14条に規定する計画図等は、旧町村時代に作成したものを増刷して使用してきた。 合併以降10年以上たっても一度も更新されておらず、著しく古くなり現状と合わない箇所も見られ始めた。							
4 経緯							
笛吹市として発足して以来一度も、都市計画法第14条地図が作成されておらず、H5境川・御坂・一宮、H8春日居、H13修正石和のものを使用していた。 平成29年度において都市計画基礎調査にも必要なことから作成することとする。							
5 根拠法令							
都市計画法第14条(都市計画の基本図書となる地形図)の規定							
6 ニーズ							
合併以降10年以上たっても一度も更新されておらず、著しく古くなり現状と合わない箇所も見られ始めたため、市としての業務への利活用、及び住民・業者に提供が可能な最新の地図が求められている。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
前年度までに建設された大型公共建築物等の最新情報を反映する為に航空写真撮影し、数値図化による都市計画基本図の作成を行う。将来的な利活用を踏まえ、都市計画情報データをGISデータにより作成する。これにより庁舎内での活用、市民・業者に提供する資料としての汎用性が広がる、また、更新作業時の負担は軽減されるが、定期的に更新費用が必要となる。							
8 必要性							
市としての業務への利活用、及び住民・業者に提供が可能な最新の地図が求められている。 また、数値情報化することにより、幅広く活用が見込まれる。更新時費用負担が少なくなる。							

9 昨年度実施した事業内容	
1	実施内容＝都市計画基本図は都市計画法第14条で規定する都市計画の基本図書となる地形図であるが、合併してから更新を行っていないため、公共施設や民間建築物などにおいても、不整合が多々生じております。更新して最新図面にすることにより、利用者の使用頻度も向上し、また災害など緊急時においても市の基本図としての役割を果たすことができることから作成した。
2 歳	入＝(1)公共施設整備等基金繰入金 38,242千円 (2)一般財源 5,292千円
3 歳	出＝(1)委託料 43,534千円(都市計画図基本図作成業務委託、都市計画図基本図縮小編纂図作成)
10 事業で得られた成果	
笛吹市空中写真数値画像データ、数値地形図1/2,500データ、縮小数値地形図1/10,000データ、管内数値地形図1/25,000データ、地理情報システム構造化データ、ビューアソフト、出力用データ	
11 事業の効果	
笛吹市において最新の空中数値画像を作成することにより、地図の整合性は基より、新たな事業への利活用が図られる。また、笛吹市として法14条地図を整備すること、又は、数値情報化することにより、他事業への利活用が図られることが期待される。今後としては、一部修正するような更新のみとなることから、費用負担も少なく済むことも期待される。	
12 事業実施期間	
平成29年度	
13 行政が関与する妥当性	
笛吹市として都市計画法第14条地図を備えつける必要があり、妥当である。	
14 緊急性	
図面が古いため都市計画図の権能を果たしていない。ここで都市計画基礎調査を行うため、平成29年度で実施する必要がある。	
15 類似事業	
なし	

評価調書

事務事業名	都市計画図更新事業
所属名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	笛吹市における計画書類の基となる都市計画基本図を作成して、数値情報化することで多目的な利活用を図れるため必要である。市民、事業者は必要なときに提供が受けられる。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	都市計画法第14条に規定されている都市計画図を備え付ける必要があるため。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	旧町村で作成したもので、古いもので平成5年作成したものがあり、笛吹市発足以来一度も作成されていないことから、現時点で都市計画の図書の水準を満たしていない状態である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成29年度のみ1年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	笛吹市に備え付けられる都市計画図が、旧町村で作成されたものを代用しており、法律で決まっている都市計画の図書として、このままいつまでも使用することはできないことから。

評価調書

事務事業名	都市計画図更新事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市で備え付ける都市計画基本図のため。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	46,099,791	円	市民 受益者数 (b)	69,861	-	受益者あたりのコスト (a/b)	659.88	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	官公庁で策定されている同様な根拠の積算基準書の歩掛りを使用し、見積もりを取り行っているため。							
コスト削減のための方策について記載								
空中写真の最新のものが必要であったが、税務課で作成する時期が異なってしまったために借用ができなかったことから、次回以降修正等する場合は、税務課で作成した時期に行うことが望ましいと考える。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	0円		0円		43,534,800円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.1 人	209,974円
	人件費計 円	0円		0円		2,564,991円	
③ 年間経費 (①+②)	円	0円		0円		46,099,791円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		47,350円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)	円	0円		0円		47,350円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)	円	0円		0円		46,052,441円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	-		-		0.10%	

評価調書

事務事業名	都市計画図更新事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	笛吹市として都市計画図を作成したことで、事業は区切りがついたと考えるが、図の頒布が行われていることから、必要に応じて刷新しなければならない。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	市として未整備であった都市計画基本図が完成したため、本事業は終了とする。なお、次回の事業実施については、「(6)コスト削減の方策」に書かれているとおり、税務課の状況を踏まえた上で、最少のコストで行えるよう実施時期を調整する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input checked="" type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		霜村 正浩	
会計	01 一般会計		所属	建設部	まちづくり整備課計画指導担当	
款	土木費_08		項	都市計画費_04	目	01都市計画総務費
大事業	07 木造個人住宅耐震診断支援事業		中事業	01 木造個人住宅耐震診断支援事業		
1 事務事業の目的						
市民が安全安心な生活を営むために、住宅等の耐震化率を向上させる。大規模な地震に対し建築物倒壊を防ぎ、防災の向上促進に寄与する。						
2 事務事業の対象						
市民、市内耐震性のない住宅約7,800戸						
3 現在の状態						
平成27年度の固定資産税台帳より、市内住宅総数28,927戸あり、その内昭和55年以前に旧耐震の下での建築された住宅は、11,277戸あります。その中で約7,800戸が、耐震性のない住宅とされ、平成27年度末推定値で耐震化率73.0%という状態です。						
4 経緯						
昭和56年5月以前に着工された旧耐震基準の建築物については、大規模震災による倒壊の危険性が極めて高く被災する恐れから、平成18年度木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱を策定した。						
5 根拠法令						
建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)						
6 ニーズ						
市民; 自己建物の耐震力の把握と耐震化を行いたい。 笛吹市; 大規模地震発生時、倒壊家屋の縮小を図りたい。 山梨県; 耐震改修促進計画により、平成32年度末における住宅の耐震化率の目標として90%としている。						
7 ニーズを踏まえた課題認識						
平成29年度末までに 652戸の木造個人住宅の耐震診断を実施したが、未だに7,000戸を超える耐震の必要がある住宅が残っているため、継続して進める必要がある。						
8 必要性						
大規模震災からの被災建築物の縮小及び自己家屋の危険度を把握して、事業準備を行うことで市民の安心安全性が確保されることから、実施をする必要がある。						

9 昨年度実施した事業内容	
1	実施内容＝昭和56年5月31日以前に建築された、木造個人住宅の耐震診断を行い、倒壊等の被害を未然に防止する措置をとるように市民に周知した。 件数としては、39件の耐震診断を行いました。
2 歳	入＝(1)国庫補助(社会資本総合交付金) 862千円 (2)県費補助(「わが家の耐震化」支援事業費) 431千円 (3)一般財源 431千円
3 歳	出＝(1)委託料 1,725千円(笛吹市木造住宅耐震診断業務委託)
10 事業で得られた成果	
耐震診断を行ったことにより、168戸住宅の耐震化が図られた。 H29の診断件数39件となる。	
11 事業の効果	
災害に強いまちづくりの推進が図られることにより、人的被害の減少に繋がり、市民の生命及び財産の保護に繋がる。	
12 事業実施期間	
平成16年度～平成32年度	
13 行政が関与する妥当性	
平成25年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が阪神・淡路大震災時の検証により、改定されたことから笛吹市において「笛吹市耐震改修促進計画」を策定し、実施されたことによる。また、国・県の補助制度があるため。	
14 緊急性	
今後、活断層直化型地震や東海及び東南海地震など発生する危険性が高まっていることから、早期に対策を進める必要がある。	
15 類似事業	
なし	

評価調書

事務事業名	木造個人住宅耐震診断支援事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/>	① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/>	② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/>	③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/>	④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	笛吹市内の旧耐震基準で施工された木造個人住宅の耐震化を図ることにより、大規模地震等による被災建物を軽減することに繋がるため必要である。	

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/>	① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業		
	<input checked="" type="radio"/>	② 国、県、市の共同事業		
	<input type="radio"/>	③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業		
	<input type="radio"/>	④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業		
	<input type="radio"/>	⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業		
評価の根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律により策定された「笛吹市耐震改修促進計画」により実施している事業である。			
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/>	はい	<input type="radio"/>	いいえ
拡充の理由				

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/>	① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業		
	<input checked="" type="radio"/>	② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業		
	<input type="radio"/>	③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業		
	<input type="radio"/>	④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業		
	<input type="radio"/>	⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業		
評価の根拠	今後、活断層直化型地震や東海及び東南海地震など発生する危険性が高まっていることから、早期に行っていく必要がある。			
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成16年度から平成32年度まで、17年間			

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/>	① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業		
	<input type="radio"/>	② 市民ニーズが増加傾向にある事業		
	<input checked="" type="radio"/>	③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業		
	<input type="radio"/>	④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である		
評価の根拠	国内外で起こる災害により、建物の耐震化について一定のニーズがあるが、いざ行おうとすると資金のことや将来のことなどがあり、著しく増加する程の需要までは至っていない現状であるため。			

評価調書

事務事業名	木造個人住宅耐震診断支援事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	耐震支援事業として行うことから、啓発・普及も含めて行政で行うべきであり妥当である。 事業の一部(耐震診断業務)は委託をしている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	3,295,011	円	診断件数	39	件	受益者あたりのコスト	84,487.46	円
			受益者数 (b)			(a/b)		
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	山梨県耐震関係補助金算定表及び一般社団法人山梨県建築士事務所協会からの見積により、最小限の単価で行っているため。							
コスト削減のための方策について記載なし。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	2,055,000円		2,520,000円		1,725,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円	0.2 人	1,570,011円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	円	1,570,011円	円	1,570,011円	円	1,570,011円
③ 年間経費 (①+②)		3,625,011円		4,090,011円		3,295,011円	
④ 国支出金	円	1,027,000円		1,260,000円		862,000円	
⑤ 県支出金	円	513,750円		630,000円		431,250円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		1,540,750円		1,890,000円		1,293,250円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		2,084,261円		2,200,011円		2,001,761円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	木造個人住宅耐震診断支援事業
所 属 名	建設部 まちづくり整備課 計画指導担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	今後発生が見込まれる震災に対する防災を推進するために、更なる普及・啓発が必要となるため。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	市民が住宅の耐震化を行うきっかけとなる事業であり、国、県の補助もあることから継続して実施する必要がある。 これまで耐震診断を実施した戸数が、耐震化されていない住宅全体の一割に満たないため、耐震化の第一歩である診断をいかに実施してもらうかが課題となっている。診断後の改修及び建替えに対する補助事業もあり、また、各地で震災が起こっており防災に対する意識が高まっていると思われるため、事業促進に対し、更に工夫が必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		